

職員の懲戒処分について

職員の不祥事に伴う懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 事案の概要

被処分職員は、令和4年12月31日の午前0時頃から、館山市内の複数の飲食店で知人と飲酒したあと、帰宅のため、自家用車を運転、同日、午前4時30分頃、南房総市内の休耕田内にある溜枘に自家用車を衝突させ、溜枘を破損させた。

同日、午前5時30分頃、現場から本人が110番通報し、館山警察署で事情聴取が実施された。

令和5年7月12日、千葉県公安委員会から酒気帯び運転及び物損事故（違反点数25点）で2年間の運転免許取消し処分を受けた。

※当消防本部としては、当初から捜査機関（館山警察署）の捜査結果を待ち、行政処分決定後に懲戒処分を決めて公表することとしていた。

2 被処分職員

（事故発生当時の所属）

館山消防署富浦分遣所・職名 係員・階級 消防士・年齢 22歳・性別 男性

3 処分内容

懲戒処分 停職1年

4 処分年月日

令和5年11月1日

5 処分理由

当該職員の行為は、公務外とはいえ高い倫理観及び規範意識が求められる公務員として、また住民の生命、身体、財産を保護する任務を負う消防職員として、あるまじき行為であり、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部職員の信用を著しく傷つけるものである。

よって、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反するため、地方公務

員法第29条第1項第1号及び第3号により懲戒処分とする。

6 管理監督者の処分

消防長	(事案発生当時の消防次長)	口頭注意
分遣所長	(事案発生当時の所属長)	口頭注意
副分遣所長	(事案発生当時の所属長)	口頭注意

7 コメント (消防本部 消防長)

「これまで、交通法規の遵守や飲酒運転の防止について、常々、注意喚起してきたところですが、当消防本部職員が酒気帯び運転し事故を起こしたことは、誠に遺憾であり、住民の皆様の信頼を裏切る結果をまねき、心からお詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

今後、二度とこのような事態が発生しないよう、改めて全職員に公務員としての自覚を強く促し、綱紀粛清及び飲酒運転撲滅についての徹底を図り、住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。」

令和5年11月1日
安房郡市広域市町村圏事務組合
消 防 長 笹子 幸男